

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護施行事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県知事は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県知事

公表日

令和5年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護施行事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法に基づき、生活保護に関する事務 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑨保護に要する費用の返還に関する事務 ⑩徴収金の徴収に関する事務 ・特定個人情報ファイルは、上記事務に係る要保護者(被保護者含む)の本人確認、状況把握に用いる。 ①要保護者(被保護者含む)の提出書類等(関係機関からの情報を含む)に記載された個人情報の確認 ②情報提供ネットワークシステムを利用した他機関との情報連携
③システムの名称	生活保護電算システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、医療保険者向け中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号利用法」という。)第9条第1項、第2項 別表第一の15の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条各号 ・個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例第2条別表第2の1の項(1) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 ・生活保護法附則(令和3年6月11日法律第66号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供を行う根拠 ①番号利用法第19条第8号及び別表第二(第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項) 9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120の項 ②番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第58条, 第59条の2の2 及び第59条の3 ・情報照会を行う根拠 ①番号利用法第19条第8号、9号及び別表第二の26の項 ②番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条各号 ③公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 ・オンライン資格確認の準備業務 ①番号利用法附則第6条第4項 ②生活保護法附則(令和3年6月11日法律第66号)第10条 ③全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部地域福祉課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3183 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部地域福祉課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-3183

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【提供側】 番号法第19条第7号 別表第二 9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 31, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 94, 104, 106, 108の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1, 2号、9条1, 2, 3号、第11条、第12条1, 2, 3, 4号、第17条、第19条1, 2, 3, 4, 5号、20条4, 5, 6, 7, 9, 10号、第21条1, 4, 5, 7, 8, 9号、第22条2, 3, 4, 5, 7, 9, 10号、第28条1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9号、第32条1, 2号、第33条、第35条、第39条、第44条1, 2, 3, 4, 5号、第47条2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11号、第52条、53条1, 2, 3号、第55条1, 2, 3, 4号	【提供側】 番号法第19条第7号 別表第二 9, 10, 14, 16, 20, 24, 26, 27, 28, 31, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 94, 104, 106, 108, 116, 119の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1, 2号、9条1, 2, 3, 4号、第11条1, 2, 3号、第12条1, 2, 3, 4, 6号、第14条3号、第17条、第19条1, 2, 3, 4, 5, 6号、第20条4, 5, 6, 7, 9, 10号、第21条1, 4, 5, 7, 8, 9号、第22条2, 3, 4, 5, 8, 10, 11号、第24条、第26条の4、第27条3号、第28条1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9号、第32条1, 2号、第33条、第35条、第39条、第44条1, 2, 3, 4, 5, 6号、第47条2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 17, 19, 20, 21, 22, 23号、第52条、第53条1, 2, 3号、第55条1, 2, 4, 5号、第59条の2 1, 2, 3, 4号、第59条の3 1, 2号	事後	主務省令の制定
平成29年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	生活支援課長 尾山 健司	生活支援課長 広野 一志	事後	人事異動
平成29年5月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画県民部文書課県民情報センター	企画県民部管理局文書課県民情報センター	事後	組織改編
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月23日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月23日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条	番号法第9条第1項 別表第一 15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例 第2条 別表第2 1の項(1)	事後	条例の制定
平成29年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【提供側】 番号法第19条第7号 別表第二 9, 10, 14, 16, 20, 24, 26, 27, 28, 31, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 94, 104, 106, 108, 116, 119の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1, 2号、9条1, 2, 3, 4号、第11条1, 2, 3号、第12条1, 2, 3, 4, 6号、第14条3号、第17条、第19条1, 2, 3, 4, 5, 6号、第20条4, 5, 6, 7, 9, 10号、第21条1, 4, 5, 7, 8, 9号、第22条2, 3, 4, 5, 8, 10, 11号、第24条、第26条の4、第27条3号、第28条1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9号、第32条1, 2号、第33条、第35条、第39条、第44条1, 2, 3, 4, 5, 6号、第47条2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 17, 19, 20, 21, 22, 23号、第52条、第53条1, 2, 3号、第55条1, 2, 4, 5号、第59条の2 1, 2, 3, 4号、第59条の3 1, 2号	【提供側】 番号法第19条第7号 別表第二 9, 10, 14, 16, 20, 24, 26, 27, 28, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 94, 104, 106, 108, 116, 119の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1, 2号、9条1, 3, 4, 5号、第11条1, 2, 3, 4号、第12条1, 2, 3, 4, 6, 8号、第14条3号、第17条、第19条1, 2, 3, 4, 5, 6号、第20条4, 5, 6, 7, 9, 10号、第21条1, 4, 5, 7, 8, 9号、第22条2, 3, 4, 5, 6, 8, 10, 11号、第23条、第24条、第26条の4、第27条3号、第28条1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9号、第32条1, 2号、第33条、第35条、第39条、第44条1, 2, 3, 4, 5, 6号、第47条2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23号、第52条、第53条1, 2, 3号、第55条1, 6, 7, 9, 10号、第59条の2 1, 2, 3, 4号、第59条の3 1, 2号 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づき同条第7号に準ずる者として定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	事後	主務省令及び条例の制定
平成30年7月20日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	生活支援課長 広野 一志	生活支援課長	事後	様式変更
平成30年7月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月20日	しきい値 II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	しきい値 II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	しきい値 II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月24日	IV リスク対策	—	記載のとおり	事後	様式変更
令和2年7月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>【提供側】 番号法第19条第7号 別表第二 9, 10, 14, 16, 20, 24, 26, 27, 28, 31, 37, 38, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 119の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1, 2号、9条1, 3, 4, 5号、第11条1, 2, 3, 4号、第12条1, 2, 3, 4, 6, 8号、第14条3号、第17条、第19条1, 2, 3, 4, 5, 6号、第20条4, 5, 6, 7, 9, 10号、第21条1, 4, 5, 7, 8, 9号、第22条2, 3, 4, 5, 6, 8, 10, 11号、第23条、第24条、第26条の4、第27条3号、第28条1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9号、第32条1, 2号、第33条、第35条、第39条、第44条1, 2, 3, 4, 5, 6号、第47条2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23号、第52条、第53条1, 2, 3号、第55条1, 6, 7, 9, 10号、第59条の2 1, 2, 3, 4号、第59条の3 1, 2号</p> <p>番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づき同条第7号に準ずる者として定める特定個人情報の提供に関する規則第2条</p>	<p>【提供側】 番号法第19条第7号 別表第二 9, 10, 14, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1, 2号、9条1, 3, 4, 5号、第11条1, 2, 3, 4号、第12条1, 2, 3, 4, 6, 8号、第13条2号、第14条3号、第17条1号、第19条1, 2, 3, 4, 5, 6号、第20条4, 5, 6, 7, 8, 10, 11号、第21条1, 5, 6, 8, 9, 10号、第22条2, 3, 4, 5, 6, 8, 10, 11号、第23条1号、第24条1号、第25条8号、第26条の4 1号、第27条3号、第28条1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9号、第32条1, 2号、第33条3号、第35条1号、第39条1号、第44条1, 2, 3, 4, 5, 6号、第47条2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23号、第52条、第53条1, 2, 3号、第55条1, 6, 7, 9, 10, 11号、第59条の2 1, 2, 3, 4, 5号、第59条の3 1, 2号</p> <p>番号法第19条第8号</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 第3条</p>	事後	主務省令及び条例の制定

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月29日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	生活支援課長	地域福祉課長	事後	組織改編
令和2年7月29日	I 関連情報 6. 他の評価実施機関		なし	事後	該当ない旨を証するための変更
令和2年7月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部社会福祉局生活支援課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-341-7711 企画県民部管理局文書課 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-341-7711	健康福祉部社会福祉局地域福祉課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-341-3183 企画県民部管理局文書課 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161	事後	組織改編 記載内容の変更
令和2年7月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部社会福祉局生活支援課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-341-7711	健康福祉部社会福祉局地域福祉課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-341-3183	事後	組織改編 記載内容の変更
令和2年7月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年5月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年5月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>【提供側】 番号法第19条第7号 別表第二 9, 10, 14, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1, 2号、9条1, 3, 4, 5号、第11条1, 2, 3, 4号、第12条1, 2, 3, 4, 6, 8号、第13条2号、第14条3号、第17条1号、第19条1, 2, 3, 4, 5, 6号、第20条4, 5, 6, 7, 8, 10, 11号、第21条1, 5, 6, 8, 9, 10号、第22条2, 3, 4, 5, 6, 8, 10, 11号、第23条1号、第24条1号、第25条8号、第26条の4 1号、第27条3号、第28条1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9号、第32条1, 2号、第33条3号、第35条1号、第39条1号、第44条1, 2, 3, 4, 5, 6号、第47条2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23号、第52条、第53条1, 2, 3号、第55条1, 6, 7, 9, 10, 11号、第59条の2 1, 2, 3, 4, 5号、第59条の3 1, 2号</p> <p>番号法第19条第8号</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 第3条</p>	<p>【提供側】 番号法第19条第7号 別表第二 9, 10, 14, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1, 2号、9条1, 3, 4, 5号、第11条1, 2, 3, 4号、第12条1, 2, 3, 4, 6, 8号、第13条2号、第14条3号、第17条1号、第19条1, 2, 3, 4, 5, 6号、第20条4, 5, 6, 7, 8, 10, 11号、第21条1, 5, 6, 8, 9, 10号、第22条2, 3, 4, 5, 6, 8, 10, 11号、第23条1号、第24条1号、第25条8号、第26条の4 1号、第27条3号、第28条1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9号、第32条1, 2号、第33条3号、第35条1号、第39条1号、第44条1, 2, 3, 4, 5, 6号、第47条2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23号、第52条、第53条1, 2, 3号、第55条1, 6, 7, 9, 10, 11号、第59条の2の2 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11号、第59条の3 1, 2号</p> <p>番号法第19条第8号</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 第3条</p>	事後	主務省令及び条例の制定

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【提供側】 番号法第19条第7号 別表第二 9, 10, 14, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1, 2号、9条1, 3, 4, 5号、第11条1, 2, 3, 4号、第12条1, 2, 3, 4, 6, 8号、第13条2号、第14条3号、第17条1号、第19条1, 2, 3, 4, 5, 6号、第20条4, 5, 6, 7, 8, 10, 11号、第21条1, 5, 6, 8, 9, 10号、第22条2, 3, 4, 5, 6, 8, 10, 11号、第23条1号、第24条1号、第25条8号、第26条の4 1号、第27条3号、第28条1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9号、第32条1, 2号、第33条3号、第35条1号、第39条1号、第44条1, 2, 3, 4, 5, 6号、第47条2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23号、第52条、第53条1, 2, 3号、第55条1, 6, 7, 9, 10, 11号、第59条の2の2 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11号、第59条の3 1, 2号 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 第3条	【提供側】 番号法第19条第7号 別表第二 9, 10, 14, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1, 2号、9条1, 3, 4, 5号、第11条1, 2, 3, 4号、第12条1, 2, 3, 4, 6, 8号、第13条3号、第14条3号、第17条1号、第19条1, 2, 3, 4, 5, 6号、第20条9, 11, 14, 17, 21号、第21条2, 10, 11, 13, 14, 15号、第22条2, 3, 4, 5, 6, 8, 10, 11号、第23条2号、第24条1号、第25条10号、第26条の4 1号、第27条3号、第28条1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9号、第32条1, 2号、第33条3号、第35条1号、第39条1号、第44条1, 2, 3, 4, 5, 6号、第47条12, 13, 14, 16, 26, 27, 29, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 44, 45, 46, 47, 48号、第52条、第53条1, 2, 3号、第55条1, 6, 7, 9, 10, 11号、第59条の2の2 1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9, 10, 11, 12号、第59条の3 1, 2号 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 第3条	事後	主務省令及び条例の制定
令和4年5月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部社会福祉局地域福祉課	福祉部地域福祉課	事後	組織改編 記載内容の変更
令和4年5月17日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部社会福祉局地域福祉課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-341-3183 企画県民部管理局文書課県民情報センター 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161	福祉部地域福祉課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-341-3183 総務部法務文書課(県民情報センター) 神戸市中央区下山手通4-16-3 078-362-4161	事後	組織改編 記載内容の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月17日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部社会福祉局地域福祉課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-341-3183	福祉部地域福祉課 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-341-3183	事後	組織改編 記載内容の変更
令和4年5月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年5月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・生活保護法に基づき、生活保護に関する事務</p> <p>①保護の実施に関する事務</p> <p>②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務</p> <p>④保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑥保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>⑦徴収金の徴収に関する事務</p> <p>・特定個人情報ファイルは、上記事務に係る要保護者(被保護者含む)の本人確認、状況把握に用いる。</p> <p>(1)要保護者(被保護者含む)の提出書類等(関係機関からの情報を含む)に記載された個人情報の確認</p> <p>(2)情報提供ネットワークシステムを利用した他機関との情報連携</p>	<p>・生活保護法に基づき、生活保護に関する事務</p> <p>①保護の実施に関する事務</p> <p>②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務</p> <p>④保護の停止又は廃止に関する事務</p> <p>⑤資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑧被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務</p> <p>⑨保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>⑩徴収金の徴収に関する事務</p> <p>・特定個人情報ファイルは、上記事務に係る要保護者(被保護者含む)の本人確認、状況把握に用いる。</p> <p>①要保護者(被保護者含む)の提出書類等(関係機関からの情報を含む)に記載された個人情報の確認</p> <p>②情報提供ネットワークシステムを利用した他機関との情報連携</p>	事後	命令の制定

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護電算システム、統合宛名管理システム、中間サーバ	生活保護電算システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、医療保険者向け中間サーバ	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和5年1月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例 第2条 別表第2 1の項(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号利用法」という。)第9条第1項、第2項 別表第一の15の項 ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条各号 ・個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例第2条別表第2の1の項(1) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 ・生活保護法附則(令和3年6月11日法律第66号)第10条 	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始及び公金受取口座登録制度開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>【提供側】 番号法第19条第7号 別表第二 9, 10, 14, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条1, 2号、9条1, 3, 4, 5号、第11条1, 2, 3, 4号、第12条1, 2, 3, 4, 6, 8号、第13条2号、第14条3号、第17条1号、第19条1, 2, 3, 4, 5, 6号、第20条4, 5, 6, 7, 8, 10, 11号、第21条1, 5, 6, 8, 9, 10号、第22条2, 3, 4, 5, 6, 8, 10, 11号、第23条1号、第24条1号、第25条8号、第26条の4 1号、第27条3号、第28条1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 9号、第32条1, 2号、第33条3号、第35条1号、第39条1号、第44条1, 2, 3, 4, 5, 6号、第47条2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23号、第52条、第53条1, 2, 3号、第55条1, 6, 7, 9, 10, 11号、第59条の2の2 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11号、第59条の3 1, 2号</p> <p>番号法第19条第8号</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 第3条</p>	<p>・情報提供を行う根拠 ①番号利用法第19条第8号及び別表第二(第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項) 9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 113, 116, 120の項 ②番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条, 第9条, 第11条, 第12条, 第13条, 第14条, 第17条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第23条, 第24条, 第25条, 第26条, 第27条, 第28条, 第32条, 第33条, 第35条, 第39条, 第44条, 第47条, 第52条, 第53条, 第55条, 第58条, 第59条の2の2 及び第59条の3</p> <p>・情報照会を行う根拠 ①番号利用法第19条第8号、9号及び別表第二の26の項 ②番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条各号 ③公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p> <p>・オンライン資格確認の準備業務 ①番号利用法附則第6条第4項 ②生活保護法附則(令和3年6月11日法律第66号)第10条 ③全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条</p>	事後	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始及び公金受取口座登録制度開始に伴う変更
令和5年1月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年1月20日時点	事後	時点修正
令和5年1月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年1月20日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月20日	II しきい値判断項目 3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機 関において特定個人情報に関 する重大事故が発生したか	[発生なし]	[発生あり]	事後	記載内容の変更